

改正

平成5年9月24日条例第24号

平成23年6月23日条例第15号

富里市水道事業運営協議会条例

(設置目的)

**第1条** 市の水道事業の建設及び運営の円滑を図るため、本市に水道事業運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

**第2条** 協議会は水道事業の建設運営に関する事項につき、市長の諮問に答え、その推進を図る。

(組織)

**第3条** 協議会は委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 受益者代表
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長)

**第5条** 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長が欠けたとき、又は事故あるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第6条** 会議の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 協議会は委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の招集)

**第7条** 会議は、次に掲げる場合、会長がこれを招集する。

- (1) 市長から協議会に諮問があつたとき。
- (2) 水道事業に関する意見の開陳が受益者、その他利害関係者からあり、その必要を会長が認めたとき。
- (3) その他会議を開く必要があつたとき。

(会議録)

**第8条** 会長は、会議開催の都度、会議録を作成し署名しなければならない。

2 前項に定める会議録には、次の各号に定める事項を記載する。

- (1) 招集年月日、場所
- (2) 開会、閉会等に関する事項及びその日時
- (3) 出席及び欠席委員の氏名
- (4) 議題及びその審議の経過
- (5) 前各号に定めるもののほか、会長が重要と認める事項

(庶務)

**第9条** 協議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(雑則)

**第10条** この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成5年9月24日条例第24号)

この条例は、平成5年11月1日から施行する。

**附 則** (平成23年6月23日条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第2条及び第5条の規定による改正前の富里市環境審議会条例又は富里市水道事業運営協議会条例(以下これらを「旧条例」という。)の規定により在職する委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、第2条及び第5条の規定による改正後の富里市環境審議会条例又は富里市水道事業運営協議会条例の規定は適用せず、旧条例の規定は、なおその効力を有する。